

山梨県公報

号外第五十五号

令和四年

十二月二十六日

月 曜 日

目次

人事委員会

- 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………一
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………五

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十八号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)

の一部を次のように改正する。

別表第八の二イの表2級の欄中

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31

31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40

41
41
42
42
43

を

25
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
29

30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39

39
40
40
41
に改める。

別表第八の二ロの表2級の欄中

28
28
29
29
29
29
29
29
29
29
30
30
30
30
30
30
31

31
31
31
32

を

27
27
28
28
28
28
28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
30
31

31
31
に改める。

別表第八の二ハの表2級の欄中

38
39
40
41
41
41
42
42
42
42
42
42
42
42
42
42
42
43
43
43
43
43

43
44

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43

に改

める。

別表第八の二ホの表2級の欄中

26
27
28
28
29
29
29
29
29
29
30
30
30
30
30
30
31
31

31
32

を

25
26
26
27
27
28
28
28
29
29
29
29
30
30
31
31

に、

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48

を

41
42
42
42
43
43
43
44

44
45
46
47

に、

54
55
56
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60

則の規定及び第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則又は第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則(以下この項において「新規則」と総称する。)の規定による号給が第一条の規定による改正前の山梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則(以下この項において「旧規則」と総称する。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

山梨県人事委員会規則第二十九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の百十五以上百分の百九十」を「百分の百二十五以上百分の二百十」に、「百分の百三十九以上百分の二百三十」を「百分の百四十九以上百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百三・五以上百分の百十五」を「百分の百十三・五以上百分の百二十五」に、「百分の百二十四・五以上百分の百三十九」を「百分の百三十四・五以上百分の百四十九」に改め、同項第三号中「百分の

九十二」を「百分の百二」に、「百分の百十二」を「百分の百二十二」に改め、同項第四号中「百分の八十三・五」を「百分の九十三・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に改める。

第十三条の二第一号中「百分の四十七」を「百分の五十二」に、「百分の五十七」を「百分の六十二」に改め、同条第二号中「百分の四十三・五」を「百分の四十八・五」に、「百分の五十三・五」を「百分の五十八・五」に改め、同条第三号中「百分の四十一・五」を「百分の四十六・五」に、「百分の五十一・五」を「百分の五十六・五」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の百二十五以上百分の二百十」を「百分の百二十以上百分の二百」に、「百分の百四十九以上百分の二百五十」を「百分の百四十四以上百分の二百四十」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五以上百分の百二十五」を「百分の百八・五以上百分の百二十」に、「百分の百三十四・五以上百分の百四十九」を「百分の百二十九・五以上百分の百四十四」に改め、同項第三号中「百分の百二」を「百分の九十七」に、「百分の百二十二」を「百分の百十七」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の八十八・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に改める。

第十三条の二第一号中「百分の五十二」を「百分の四十九・五」に、「百分の六十二」を「百分の五十九・五」に改め、同条第二号中「百分の四十八・五」を「百分の四十六」に、「百分の五十八・五」を「百分の五十六」に改め、同条第三号中「百分の四十六・五」を「百分の四十四」に、「百分の五十六・五」を「百分の五十四」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この規則中第一条及び次条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 令和四年十二月における勤勉手当の成績率は、新規則第十三条第一項及び第十三条の二の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定により決定された成績率に、再任用職員以外の職員にあっては百分の十を、再任用職員にあっては百分の五を加えたものとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番